

所属所長様

公立学校共済組合石川支部

育児休業等（又は産前産後休業）終了時の  
標準報酬月額（掛金等）の改定手続きについて

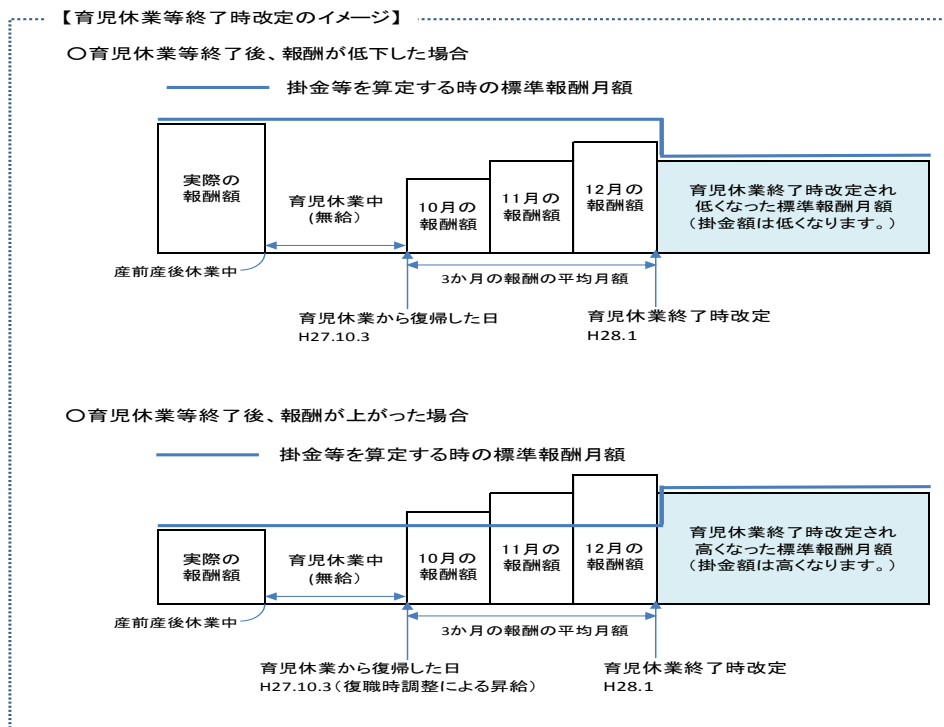
標記のことについて、育児休業等（又は産前産後休業）を終了し、復職後も3歳未満の子を養育している場合は、組合員の申出にもとづき、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3か月間（報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月は除きます。）に受けた報酬の平均月額を報酬月額として、育児休業等の終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月から標準報酬を改定します。

標準報酬月額の改定を希望される場合は、育児休業等（又は産前産後休業）が終了後、速やかに別添の申出書を提出されるよう組合員に周知願います。

記

1 主な要因

- ・ 復職後の勤務形態が育児短時間勤務や部分休業により給料が減額され、報酬が低下する場合
- ・ 復職後は、子の養育のため時間外勤務をしなくなり、時間外手当が減少した場合
- ・ 出産を機に勤務地から近い場所に転居したため通勤手当が減少した場合
- ・ 復職時調整により報酬が上がった場合



## 2 適用期間

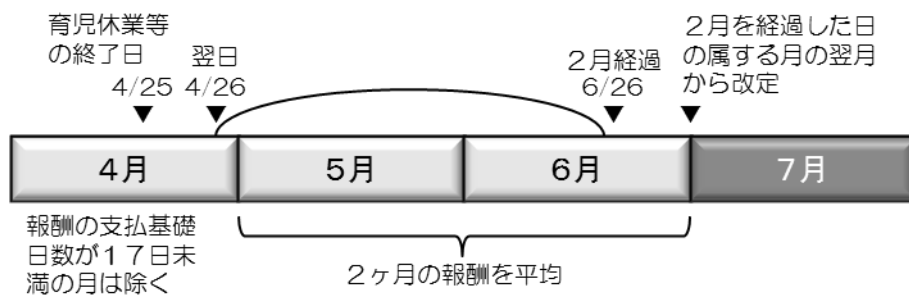
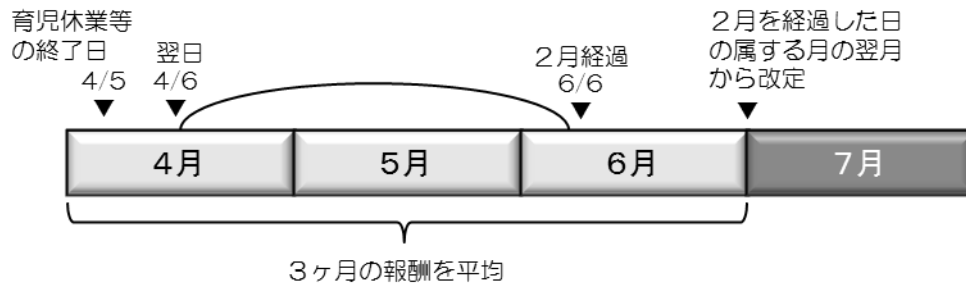
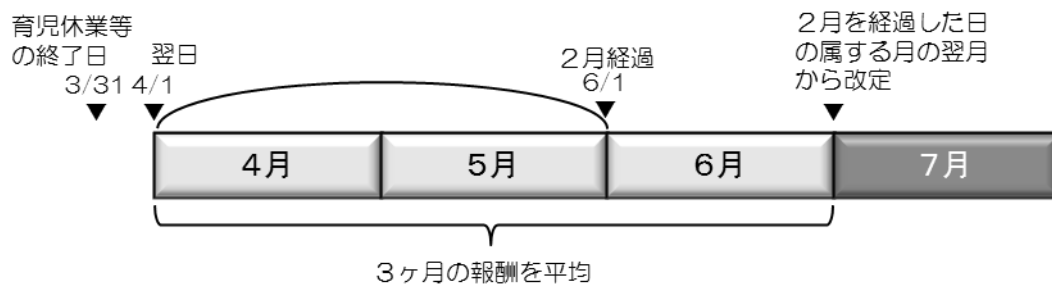
改定された標準報酬月額は、改定が1月から6月に行われた場合は、その年の8月まで、7月から12月までに行われた場合は、翌年の8月まで適用。

※申出が遅れた場合は、育児休業等（又は産前産後休業）が終了した日から2年間は遡及を認めます。

## 3 改定後の掛金等（保険料）

長期給付、短期給付等に係る掛金等（保険料）は、改定後の標準報酬月額で計算し徴収。

### ◆ 育児休業等終了時改定の具体例



担当：経理係 南  
電話：076-225-1848